厚木市複合施設等整備検討委員会規則

(設置)

第1条 厚木市中町における複合施設(図書館、(仮称)こども未来館、市庁舎等をもって構成する複合施設をいう。)及びその周辺環境(以下これらを「複合施設等」という。)の整備等について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)第2条第2項の規定に基づき、厚木市複合施設等整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 複合施設等の基本計画に関すること。
 - (2) その他複合施設等の整備等に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、25人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 関係団体の代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年11月29日までとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ 指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市街地整備課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成30年11月30日から施行する。
- 2 この規則は、平成31年11月29日限り、その効力を失う。